

若者・子育て世代の転入促進事業

—No.13 狭山市—

【事業の目的】

若者・子育て世代の転入を促進することで、年代構成に偏りのない安定した人口構造を構築し、将来においても持続可能な地域をつくることを目的としています。

【事業の内容】

- ・親元同居・近居支援補助制度

市内に居住する親世帯と同居又は近居するため、市外から転入する子世帯に対し、住宅の新築取得又は増改築などに掛かる費用の一部を補助します（新築取得 40 万円、増改築は工事費の 20%で最大 30 万円）。また、18 歳未満の子を 3 人以上養育する世帯と、市内事業者を利用した世帯には、それぞれ 10 万円を上乗せします。

- ・【フラット 35】子育て支援型

「親元同居・近居支援補助制度」の利用者のうち、住宅を新築または取得し、かつ、子世帯が 18 歳未満の子を扶養している場合は、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローン「【フラット 35】子育て支援型」（【フラット 35】の借入金利を 5 年間、年 0.25%引き下げた商品）を利用することができます。

- ・飯能信用金庫との協定による「狭山市提携住宅ローン」

狭山市内に自宅を新築又は購入する場合は、飯能信用金庫の「狭山市提携住宅ローン」（借入金利を最優遇金利よりも 0.05%引き下げた商品）を利用することができます。

【事業年度】

平成 29 年度～平成 31 年度

※「狭山市提携住宅ローン」については、終了予定なし

【予算額(千円)】

18,000 千円（平成 30 年度）※「親元同居・近居支援補助制度」のみ

【財源】

一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

狭山市では、平成22年頃から、若者・子育て世代（15歳～39歳）の転出が転入を上回る状況が続いており、少子高齢化のさらなる進行が予測されたことから、これに直接対応した施策の構築が喫緊の課題となっていました。

そこで、若者・子育て世代の転入を直接支援する制度として、平成29年4月から「親元同居・近居支援補助制度」を実施し、さらに、同年7月から「【フラット35】子育て支援型」、平成30年4月から「狭山市提携住宅ローン」を実施しています。

【事業のPRポイント】

「親元同居・近居支援補助制度」は、若者・子育て世代の転入を促進するとともに、親世帯と子世帯が同居・近居することで、互いに子育て・介護等のサポートを行う共助も推進しています。

【事業実績・成果・今後の展開】

<平成29年度>

- 1 「親元同居・近居支援補助制度」
 - ・補助件数 31件
 - ・転入者数 91名
- 2 「【フラット35】子育て支援型」
 - ・補助件数 5件

今後は、住宅金融支援機構と合同でミニセミナーを実施するなど、新たな利用者拡大のための取組みを進めていきます。

【参考資料】

周知用パンフレット

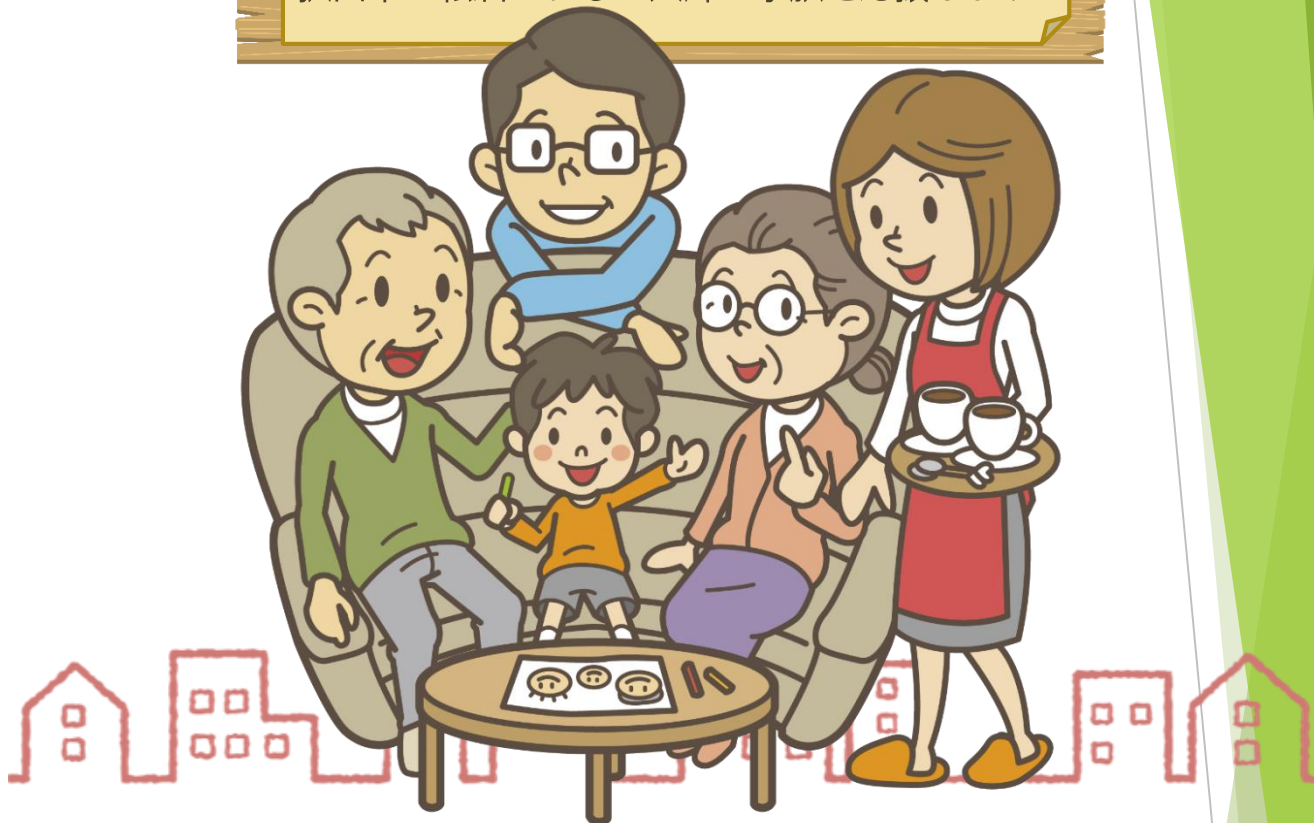
〔連絡先〕

政策企画課 総合戦略推進室 04(2953)1111(内線7151)

狭山市親元同居・近居支援補助金

④ 狭山市

市外から、
狭山市に転居されるご夫婦と家族を応援します！



新規に住宅を建築または取得

同居するために家屋を増改築

最大**60万円**を補助

最大**50万円**を補助



補助金額

《新築または住宅取得》

【補助額】40万円（ただし、市内業者による施工の場合は50万円）

【加算】子世帯が18歳未満の子（出産予定含む）を3人以上養育している場合は、10万円を加算

《増改築》

【補助額】工事費の20%（ただし、市内業者による施工の場合は10万円を加算） ※千円未満切捨て

【補助額の上限】30万円（ただし、市内業者による施工の場合は40万円）

【加算】子世帯が18歳未満の子（出産予定含む）を3人以上養育している場合は、10万円を加算

※制度の詳細な内容については、裏面をご覧ください。

お問い合わせ、申請場所 : 狭山市 総合政策部 政策企画課 総合戦略推進室（市役所7階）
住所 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
電話 04-2953-1111（内7151）



狭山市親元同居・近居支援補助金

対象となる方

- ① 申請日現在、申請者または申請者の配偶者のどちらかの年齢が46歳未満であること
- ② 申請者世帯が、平成29年4月1日以降に市内に居住すること（単身世帯は除く）
- ③ 申請日現在、申請者世帯の親が市内に引き続き3年以上居住していること
- ④ 購入または増改築した住宅に、継続して5年以上居住すること
- ⑤ 申請者及びその同居者が、本市の同様の補助を受けていないこと
- ⑥ 申請者及びその同居者が、過去にこの補助を受けていないこと
- ⑦ 申請日現在、申請者及びその同居者が市税等を滞納していないこと
- ⑧ 自治会に加入する意思があること

対象となる住宅

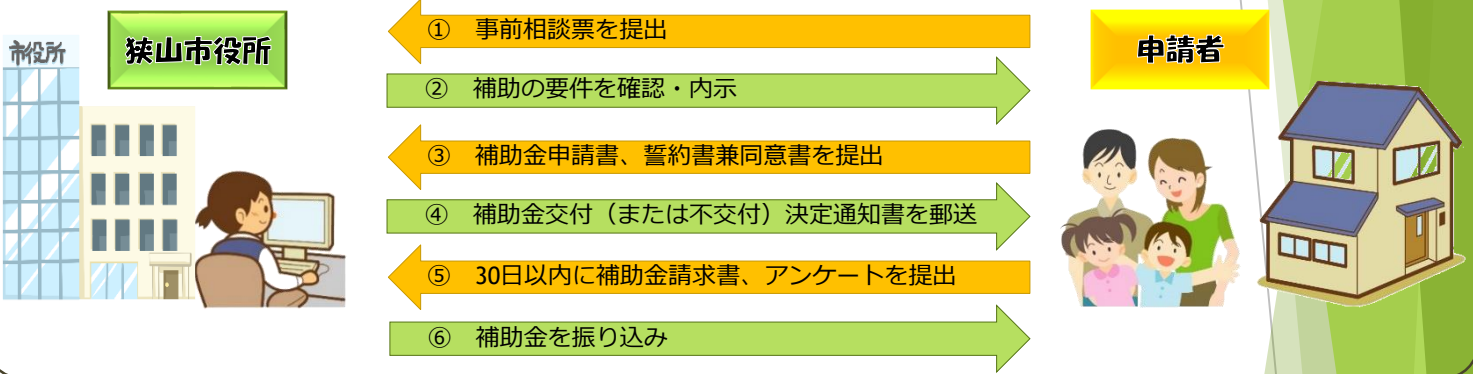
《新築または住宅取得》

- ① 居住床面積が、50㎡以上の住宅であること
- ② 原則、申請者の名義（同居世帯員との共有名義も可）で、所有権保存登記または所有権移転登記した住宅であること

《増改築》

- ① 増改築後の居住床面積が、50㎡以上の住宅であること
- ② 補助の対象となる工事は、床面積の増加・間取りの変更等、世帯員増加のために必要となる工事であること
- ③ 工事請負契約の名義人が、同居世帯員のいずれかであること

申請の流れ



その他の補助金など

※制度の詳細い内容については、担当課にお問合せください。

① 住宅用省エネルギーシステム設置費補助金（環境課 内3671）	太陽光発電システムなどの省エネルギーシステムを住宅に設置する場合、その経費の一部を補助します。
② 店舗・住宅改修工事費補助金（商業観光課 内2551）	市内の施工業者を利用して、店舗・住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。
③ 重度身体障害者居宅改善整備費補助金（障害者福祉課 内1593）	重度身体障害者の自立更生を促進するため、日常生活において直接利用する家屋の構造部分または家屋に附帯する設備の改善整備に係る経費について補助します。
④ 高齢者住宅改修費補助金（長寿安心課 内1571）	介護保険法による保険給付を受けることができない高齢者の日常生活における危険防止及び利便性の向上を図るための住宅改修に要する経費について補助します。
⑤ 雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金（道路雨水課 内2151）	屋根に降った水を地下に浸透させたりタンクに溜めるため、自己の居住用の住宅に雨水簡易貯留施設や雨水地下浸透施設を設置する方に対し補助します。
⑥ 建築物耐震改修促進事業補助金（建築審査課 内2177）	市内の木造戸建住宅をはじめとする建築物の耐震診断・改修工事に要する経費の一部を補助します。
⑦ 省エネ改修等に伴う固定資産税の減額（資産税課 内1124）	一定の省エネ・バリアフリー・耐震改修工事を行った場合、翌年分の固定資産税額の一部が減額されます。